

## 日本歯科医学会認定分科会資格更新取扱い内規

1. 日本歯科医学会(以下「学会」という。)認定分科会承認基準第12に基づき、この内規を定める。

(資格更新条件)

2. 認定分科会の資格更新条件は、次のとおりとする。

(1) 広く全国組織の会員構成(300名以上)を持つこと。

(2) 毎年1回以上学術大会を開催し、その専門領域の研究発表が行われていること。

(3) 雑誌(機関誌)を年1回以上、定期的に刊行していること。また、機関誌は次の要件を満たしていること。

① 原著論文等が、原則として年5編以上掲載されていること。

(4) 歯科医学研究の向上発展を図るための活動が、原則として5年以上行われていること。

(資格更新申請の時期、方法)

3. 認定分科会の資格更新申請は次のとおりとする。

(1) 資格更新申請の時期

認定分科会の資格更新申請は、登録承認時あるいは更新審査承認時から5年ごとに行うものとする。

(2) 資格更新申請の方法

資格更新を申請する専門学会(以下「資格更新申請学会」という。)は、資格更新審査年の6月末までに、申請書及び原著論文等(審査前年までの5年間分)の書類を提出する。その他の資格更新条件については、毎年、専門学会から報告される9月末日の会員数、日本歯科医学会誌に記載されている認定分科会会務報告をもって確認する。

(3) 資格更新申請学会の審査

資格更新申請学会の審査は、専門・認定分科会資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)にて行う。資格審査委員会は、資格更新申請学会から提出された原著論文等の数および関係書類を精査し、原則として更新申請の行われた年の11月末日までに審査結果を学会会長に報告する。

(資格更新の可否)

4. 学会会長は、資格審査委員会から報告を受けたときは、学会理事会の議を経て資格更新申請学会にその旨通知する。

(認定分科会の資格喪失)

5. 認定分科会の資格条件に欠格が生じた場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 学会会長は、認定分科会がこの内規に規定する条件を満たさなくなったときは、学会理事会の議を経て、当該認定分科会に条件整備を勧告するものとする。

(2) 学会会長は、勧告を行った日から3年を経て当該認定分科会の条件整備が行われていなかった場合には、学会理事会の議を経て、評議員会において学会規程第16条第3項により、当該認定分科会の資格を取り消すことができる。

6. この内規の改廃は、学会理事会の議決を要する。

附 則

この内規は令和4年4月1日から施行する。